

第2章

自社サイトや統合報告書引用のケースが多数 サステナビリティについての 取組みに係る対応上の留意点

【この章のエッセンス】

● サステナビリティについての取組みの内容は各社各様だが、コンプライア率は比較的高い。
● サステナビリティについての取組みの開示の方法は、別の開示先を参照する形も許容され、実例も多いが、それに伴うデメリットもあることを踏まえた検討が必要である。

《補充原則3-1③前段本文》

上場会社は、経営戦略の開示に当たって、自社のサステナビリティについての取組みを適切に開示すべきである。

改訂内容

コード改訂により新設された補充原則3-1③前段本文は、上場会社について、自社のサステナビリティについての取組みの開示を求めている。サステナビリティについての取組みについては、全世界的な潮流としてサステナビリティが重要な経営課題であるとの意識が高まっていることを踏まえ、基本原則2の考え方において「我が国企業においては、サステナビリティ課題への積極的・能動的な対応を一層進めていくことが重要である」とされる。また、補充原則2-3①では、「気候変動などの地球環境問題、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、取引先との公正・

適正な取引、自然災害等への危機管理など、サステナビリティを巡る課題への対応は、リスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題であると認識し、中長期的な企業価値の向上の観点から、これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう検討を深めるべき」とされており、補充原則3-1③前段本文では、こうしたことを踏まえた取組みの内容を開示することになると考えられる。

また、補充原則3-1③前段本文において開示が求められている「サステナビリティ」は、補充原則2-3①で列挙された事項に限られるものではなく、各社が主体的に自社の置かれた状況を的確に把握し、取り組むべきサステナビリティ要素を個別に判断していくことが重要とさ

2021年12月末時点対応状況東証集計によれば、補充原則3-1③に関するコンプライア率は、市場第一部上場会社では66・18%（プライム市場選択会社では66・70%）、市場第二部上場会社では58・26%、JASDAQ等上場会社では56・16%であり、おおむね6〜7割程度である。

「サステナビリティについての取組み」の内容に関しては、各社において、各社の事業を取り巻く環境等を踏まえて判断することになる⁽⁶⁾。前記のとおり、「サステナビリティ」は補充原則2-3①で列挙された事項に限られるものではないことから、上場会社ごとに重要と考えるサステナビリティについての取組みを

れている⁽⁶⁾。
なお、CG報告書記載要領においては、補充原則3-1③前段の「自社のサステナビリティについての取組み」の開示にあたって、開示において参照した枠組み等があるときは、その名称について記載することが望まれるとされている。
(6) 前掲法(2)11頁

各社の対応状況